

『龍谿王先生全集』 卷十三 訳注 (四)

二松学舎大学宋明資料輪読会王龍溪班

田中正樹・山路裕・佐々木正清

【凡例】

- 一 本訳注は、王畿『龍谿王先生全集』卷十三(序類)の訳注である。
- 二 底本は万曆十六年蕭良幹刊『龍谿王先生全集』二十卷(四庫全書存目叢書所収)を用いる。校勘には、万曆四十七年丁賓刊『龍谿王先生全集』二十二卷(国立公文書館所蔵)を用い、注記の際は「重刊丁賓本」の略称を用いた。
- 三 本稿の構成は【原文】【校勘】【訓読訳】【現代語訳】【語釈】の順に構成される。なお、必要があつて補説や資料を加える際には、【語釈】のあとに加えることにした。
- 四 原文には、語釈に対応する番号を右傍に附することにした。また、文意や理解を助けるために訳者が補つた言葉は()で示した。

歴代史纂左編序^①

【原文】

古今論治者、唐虞而下、曰夏曰商曰周、三代而下、曰漢曰唐曰宋。二者純駁雖殊、均為膺歷數之傳、主持世教。而天時^③・

人紀·方域之故、咸賴焉。治必有法、如方圓之於規矩、平直之於準繩、斷斷乎不可以無者也。何也、時有古今、而治乘之、治有因革、而法紀之、道則貫乎治·法、變通以趨乎時者也。夏·商·周之法備於六經、漢·唐·宋之法備於諸史。六經尚矣、自漢而下、紀載浩穰、茫無端緒、所謂汗牛塞棟、雖強有力者、不能徧其說而殫其義、學者病焉。

吾友荊川子乃取歷代諸史、纂其有關於治者、分為若干類、間次錯陳、略加彙括、比事以聯、務從簡約、曰君曰將·相·名·謀、言乎總與輔也、曰妃后·外戚·儲·宗·官·倖·奸·篡·莽·亂·方鎮·夷狄、言乎支也。師儒講明治典、所係尤重、纂諸儒傳、而經生·訓詁·文詞·筆札次之、言乎儒之餘也。隱逸所以風世、方技所以備物、纂隱逸傳·方技傳、言乎以無用為用、至蹟而不可惡也。二氏與儒者之學、所爭毫髮而迭為盛衰。老子·沙門之紀、蓋基之矣、不可以異端廢也。故其尤有關於治者、蒐羅綴輯、聯以屬之、不以為贅。其有一行一節之奇、足以為勸、亦錄而存之、不以為瑣。

監版舊有『紀事本末』。蓋纂『資治通鑑』而成者、皆以事繫人、且止於漢·唐、而未及宋·元。是編則盡取全史、旁及諸家百代·稗官野乘、有斷有續、界抹點竄、類以相附、皆以事繫人。噫、可謂全矣。經二十餘禩、凡七易稿而始成編。初名『史大紀』、更名『史纂左編』。上下二千餘年、世運之興衰、人才之淑慝、民命之休戚、地形之險易·利害、不煩探索、歷歷如指諸掌。其用心、亦良苦哉。

嗟呼、書契之不能還於結繩、書契又繁、而不能還於簡也、時之趨也。荊川子是編、蓋求其簡而不可得、而意則遠矣。其第六稿、好事者嘗欲以數千金購、而弗與。荊川子特挈以授予洎念菴子、各藏其半、以見平生交誼、且識苦心。手墨宛然、何可忘也。第七稿則荊川子所家藏、今督撫梅林公購梓以傳於世者也。

予與荊川子久處山中、是編每從商訂、得其筆削去取之故、間亦有一得之助焉。故每類詮繫數語、發以見例、用存揚權。而王子世新·左子升甫博雅好古、荊川子入室同志友也。梅林公開館延致、委以校讎之役。編中間有訛舛與披竄未竟而不

相屬者、二子悉從釐正、始復為完史云。世之有志於治者、得是編而考鏡焉、真如規矩準繩之在手、而方圓平直有不可以勝用者矣。若夫神而明之、以幾於道、由史而經、進於三代之治、則存乎人焉、此固荊川子意也。

【校勘】

本序文は、原序が唐順之撰『歷代史纂左編』（以下『左編』）にも「歷代史纂左編凡例并引」として収録されている。そこで参考に資するため、原序との異同も示すと左のようになる。

- ・均為膺歷數之傳 原序は「均」の下に「之」字あり。
- ・何也 原序はこの二字なし。

・間次錯陳 原序はこの下に「披抹點竄」の四字あり。なお「披抹點竄」の四字は、本序文では「界抹點竄」に作って後文にあり。

- ・略加彙括、比事以聯 原序はこの二句の順序を転倒する。
- ・務從簡約 原序はこの四字なし。
- ・奸篡 底本および原序は、「篡」を「纂」に作る。重刊丁資本に従って改める。
- ・師儒講明治典 原序は「師儒」の下に「繼承道脈」の四字あり。
- ・訓詁 原序は「訓古」に作る。
- ・所爭毫髮而迭為盛衰 重刊丁資本は「而」字なし。
- ・不可以異端廢也 原序は「異端」の下に「而」字あり。

- ・ 故其尤有 原序は「故」の下に「纂二氏傳終焉其無關於治者盡削弗録不以爲寡」あり。
- ・ 聯以屬之 原序は「類以屬之」に作る。
- ・ 不以為瑣 原序はこの下に「噫可謂備矣」の五字あり。この五字は本序文では後文にあり。
- ・ 監版舊有く盡取全史 原序になし。
- ・ 百代 原序は「百氏」に作る。
- ・ 野乘 原序は「野史」に作る。
- ・ 有斷有續く以事繫人 原序になし。「界抹點竄」の部分については前出。
- ・ 不煩探索、歴歴如指諸掌 原序はこの二句の順序を転倒する。
- ・ 平生 原序は「生平」に作る。
- ・ 傳於世者也 原序は「者」字なし。
- ・ 一得之助 原序は「折衷之助」に作る。またこの下に「承督府之委」の五字あり。
- ・ 故每類 原序は「故」字なし。
- ・ 而王子世新 原序は「而」字なし。
- ・ 梅林公 原序は「督府」に作る。
- ・ 委以校讎之役 原序は「委」を「屬」に作る。
- ・ 文不相屬 原序は「辭不相比」に作る。
- ・ 而方圓 原序は「而」字なし。

【訓読文】

古今の治を論ずる者、唐虞よりして下は、夏と曰ひ商と曰ひ周と曰ひ、三代よりして下は、漢と曰ひ唐と曰ひ宋と曰ふ。二者の純駁殊なると雖も、均しく歴数の傳を膺け、世教を主持すと為す。而して天時・人紀・方域の故は、咸な焉れに頼る。治に必ず法有るは、方圓の規矩に於ける、平直の準繩に於けるが如く、斷斷乎として以て無かる可からざる者なり。何となれば、時には古今有りて、治は之れに乗じ、治には因革有りて、法は之れを紀し、道は則ち治・法に貫かるるも、變通して以て時に趨く者なればなり。夏・商・周の法は六經に備はり、漢・唐・宋の法は諸史に備はる。六經は尚しきに、漢よりして下は、紀載浩穰たりて、茫として端緒無きは、所謂ゆる汗牛塞棟にして、強く力有る者と雖も、其の説に偏くして其の義を殫くす能はずして、學者焉れを病む。

吾が友荊川子は乃ち歴代の諸史を取り、其の治に關はり有る者を纂し、分ちて若干類と為し、間ま錯陳を次し、略ぼ櫛括を加へ、事を比べて以て聯ね、務めて簡約に従ひ、君と曰ひ將・相・名・謀と曰ふは、總と輔とを言ひ、妃后・外戚・儲・宗・宦・倖・奸・篡・莽・亂・方鎮・夷狄と曰ふは、支を言ふなり。師儒は治典を講明し、係る所尤も重ければ、諸儒傳を纂して、經生・訓詁・文詞・筆札之れに次ぐは、儒の餘を言ふなり。隱逸は世を風する所以、方技は物を備ふる所以にして、隱逸傳・方技傳を纂するは、無用を以て用と為し、至蹟にして惡む可からざるを言ふなり。二氏と儒者との學は、争ふ所毫髪にして迭ひに盛衰を為す。老子・沙門の紀は、蓋し之れに基づけば、異端を以て廢す可からざるなり。故に其の尤も治に關はる者有れば、蒐羅綴輯し、聯ねて以て之れを屬するも、以て贅と為さず。其の一行一節の奇有りて、以て勸と為すに足るものは、亦た録して之れを存するも、以て瑣と為さず。

監版舊と『紀事本末』有り。蓋し『資治通鑑』を纂して成る者にして、皆な事を以て人に繋くるも、且つ漢・唐に止

まりて、未だ宋・元に及ばず。是の編は則ち盡く全史に取り、旁ら諸家百代・稗官野乘に及べば、斷有り續有りて、界もて抹し點もて竄し、類以て相ひ附し、皆な事を以て人に繋く。噫、全しと謂ふ可し。二十餘禩を経て、凡て七たび稿を易へて始めて編を成す。初めは『史大紀』と名づけ、改めて『史纂左編』と名づく。上下二千餘年、世運の興衰、人才の淑慝、民命の休戚、地形の險易・利害、探索に煩ならず、歴歴として諸れを掌に指すが如し。其の心を用ふることに、亦た良に苦なるかな。

嗟呼、書契の結繩に還る能はず、書契又た繁にして、簡に還る能はざるや、時の趨なり。荊川子の是の編は、蓋し其の簡を求めて得可からざるも、而も意は則ち遠し。其の第六稿は、好事者嘗て数千金を以て購はんと欲するも、而も與さず。荊川子特に挈して以て予と念菴子とに授け、各おの其の半ばを蔵し、以て平生の交誼を見、且つ苦心を識る。手墨宛然たれば、何ぞ忘る可けんや。第七稿は則ち荊川子の家蔵する所にして、今の督撫梅林公梓を購ひて以て世に傳ふる者なり。

予と荊川子と久しく山中に處り、是の編商訂に従ひ、其の筆削去取の故を得る毎に、問ま亦た一得の助有り。故に類毎に數語を詮繫し、發して以て例を見はし、用て揚權を存す。而して王子世新・左子升甫博雅にして古を好み、荊川子の室に入り志を同じくする友なり。梅林公館を開きて延致し、委ぬるに校讎の役を以てす。編中に問ま訛舛と披竄の未だ竟はらずして文相ひ屬かざるとの者有れば、二子悉く釐正に従ひて、始めて復た完史と為すと云ふ。世の治に志有る者、是の編を得て考鏡すれば、真に規矩準繩の手に在りて、方圓平直の以て勝げて用ふ可からざる者有るが如し。夫の神にして之れを明らかにして、以て道に幾く、史よりして経、三代の治に進むが若きは、則ち人に存す、此れ固に荊川子の意なり。

【現代語訳】

昔も今も、統治のことを論じる者は、唐虞（堯舜）の時代以降では、夏と曰い商と曰い周と曰い、三代以降では、漢と曰い唐と曰い宋と曰う。この両者はかたや純真、かたや雑駁で違いがあるとはいへ、どちらも天命を受けた継承をし、堯舜以来の道を取りまもってきた。そして天道・人の綱紀・方域のことは、すべてそれに依拠してきたのである。統治に必ず規範があるのは、方円を描く際には規矩を用い、水平垂直を形づくる際には準繩を用いるようなものであって、断然なくしてならないものである。どういふことかといへば、時代には昔と今との違いがあつて、統治はこれに乘じ、治には沿革があつて、規範によつてこれを秩序だてるのであり、道は治・法に貫かれてはいるが、変化して時勢に趨くべきものだからである。夏・商・周の規範は六経に備わり、漢・唐・宋の規範は諸史に備わっている。六経は古えより（定まって）伝わっているが、漢以降では、文献があまりにも多く、膨大で端緒がないのは、いわゆる汗牛塞棟であり、力量が優れている者であつたとしても、その説にあまねく通じてその義を尽くすことはできず、学ぶ者はこのことを病んでいる。

わたしの友人である唐荆川は、歴代の諸史を取り、統治に関係があるものを編纂していくつかに分類し、ときには乱れたものを順序立て、全てにわたり修正を加え、事柄を並べて連接させ、務めて簡約に従い、（構成として）君主と曰い、将帥・宰相・名臣・参謀と曰うのは、総帥と輔佐するものとを言うのであり、妃后・外戚・儲君・宗室・宦官・佞倖・奸臣・篡臣・草莽・反乱・方鎮・夷狄と曰うのは、それ以外のものを言うのである。儒者は治典を講明するものであり、これとの関係がとりわけ深いので諸儒伝を編纂し、経生・訓詁・文詞・筆札という分類がこれに次ぐのは、儒に附随するものを言つたものだからである。隠逸は世の中を教化するためのものであり、方技はできごとに備えるためのものであつて、隠逸伝と方技伝とを編纂するのは、（隠者は一見）役に立たないというあり方によつて役に立ち、（方技は）系統立つてはいないが、

軽んずべきでないことを言うものである。二氏（道家と仏教）と儒者との学問は、争うところはわずかな違いでありながら盛衰を繰り返している。（この編に）老子・沙門を記しているのは、この事実に基づくのであって、異端という理由で排斥すべきではない。だからそれらの内、とりわけ政治に関係があるものがあれば、集め並べた上で編輯し、これを後ろに連接して続けたとしても、餘計なものとはしない。それらの内ですこしでも節操品行のすぐれたものがあり、訓戒とするに足るものは、これをまた収録しておいたとしても、煩瑣とはしない。

監版にはもとより『紀事本末』がある。おもうにこの書は『資治通鑑』を再編して成り、すべて出来事を人物に関連させたものであり、かつその上、漢・唐で止まっていて、宋・元にまで及んでいない。（唐荆川の）この編は歴代の正史をすべて取りつつ、他方では歴代の諸学派の記録・小説・野史にまで及んだため、内容的に断続があるので、線で消したり、点をつけて修正しては、分類してまとめ、すべて出来事を人物に関連させている。ああ、完備したものと謂うべきだなあ。二十餘年をへて、合計七度も原稿を改めて、始めて編を完成させた。当初は『史大紀』と名づけたが、改めて『史纂左編』と名づけた。上下二千餘年の、世運の興衰、人才の善悪、人民の喜憂、地形の險しさとならかさ、有利不利は、（本編によって）容易に調べることができ、はつきりと手のひらに指し示せるほどである。荆川の心くばりは、なんと行き届いていることか。

ああ、文字を使う時代となつては、繩を結んでいた時代に戻ることはできず、文字がさらに繁雑となると簡約に戻ることができないのは、時代の趨勢である。荆川さんのこの編は、おもうにその簡約さを求めて叶わなかったものの、しかしその意図は遠大といえる。その第六稿は、好事家がかつて数千金で購入しようとしたが、（荆川さんは）許さなかった。荆川さんは、わざわざ持つてきて、わたしと（羅）念庵さんとに授けてくれ、それぞれがその半分を持つておくこととし、

それによって日頃の交誼を見て取り、かつ苦心を知ることになった。(原稿の)墨跡は生々しく、どうしてこれを忘れることができようか。第七稿は荊川さんが家蔵するものであり、今の督撫である梅林公が版木を購入(刻字)して、世に伝えようとしているものである。

わたしと荊川さんが久しく隠居していたとき、この編については議論した上で訂正する方針をとることにしたが、なにを書きなにかの理由を得るたびに、ときになにかしら得る一助があった。そこで分類ごとに数語をならべて繋げ、(意図を)明らかにすることによって凡例を示し、そして概要を書き記しておくことにした。さて王世新・左升甫は学識豊かで古を好み、荊川さんの、室に入った志を同じくする友人である。梅林公は館を開いて(二人を)招き、校讎の仕事を任せた。編中にまま間違いと、修正がまだ終わらず文意が続かないものがあれば、二人はすべて訂正して、やまとまた完史となったとのことである。世の統治に志ある者が、この編を得て鏡とするならば、(それは)あたかも規矩準繩を手にとっておけば、方円平直を自由に生み出せるようなものである。玄妙な道理を明らかにすることによって道に近づき、史書から経書へ、(そしてさらに)三代の統治に進むことは、その人にかかっているのであり、これこそ本来荊川さんが意図したことにほかならない。

【語釈】

① 歴代史纂左編…唐順之撰。唐順之については前稿訳注の注⑩に既出。一四二卷。嘉靖四十(一五六二)年刊。巻初に唐順之による自序、次いで王畿による序文および凡例(「歴代史纂左編凡例并引」)を附し、目録をはさんだ巻末には胡松(一五〇三〜一五六六)による「後序」を附す。該書は次の二十五類から構成される。

君・相・名臣・謀臣・將・后・公主・戚・儲・宗・宦・幸・奸・篡・亂・莽・鎮・夷・儒・隱逸・獨行・烈婦・方技・
釋・道

王畿の本序文は、唐順之による自序を承けていると思われるので、唐の自序を【参考資料】①として後掲した。なお、『歴代史纂左編』が刊行された時には、唐順之はすでにこの世を去っていた。

② 歷數：天命を承けて君主となるめぐりあわせのこと。『尚書』大禹謨篇に「予懋乃德、嘉乃丕績、天之歷數在汝躬、汝終陟元后。人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」とあり、孔伝は「歷數謂天道」と注し、これを承けて疏は「『歷數』謂天歷運之數。帝王易姓而興、故言『歷數謂天道』と敷衍している。また『論語』堯曰篇「咨、爾舜。天之歷數在爾躬。允執其中。四海困窮、天祿永終」、朱注「『歷數』、帝王相繼之次第、猶時歲氣節之先後也」。

③ 治必有法、如方圓之於規矩、平直之於準繩：統治と規範との関係を、方円とコンパス・定規との関係になぞらえることについては、『孟子』離婁下篇に「孟子曰、『離婁之明、公輸子之巧、以規矩、不能成方員。師曠之聰、不以六律、不能正五音。堯舜之道、不以仁政、不能平治天下』」とある。

④ 天時・人紀・方域：「天時」は天道のこと。『周易』乾卦・文言伝に「夫大人者、與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶。先天而天弗違、後天而奉天時。天且弗違、而況於人乎。況於鬼神乎」とある。「人紀」は人の綱紀のこと。『尚書』伊訓に「嗚呼。先王肇修人紀、從諫弗咈、先民時若」とあり、孔安国伝に「言湯始修爲人綱紀、有過則改」とある。「方域」とは地方のことで、ここでは空間概念のことを言っている。

⑤ 變通以趨乎時者也：『周易』繫辭伝下に「吉凶悔吝者、生乎動者也。剛柔者、立本者也。變通者、趨時者也」とあるのを踏まえる。

⑥治典：国を治めるための大綱のこと。『周禮』天官・大宰に「大宰之職掌、建邦之六典、以佐王治邦。一曰治典、以經邦國、以治官府、以紀萬民」とある。

⑦纂諸儒傳、經生・訓詁・文詞・筆札次之：『歷代史纂左編』の目次上における儒伝の内訳は、「道学・伝経・史・文・詞・字」である。

⑧隱逸所以風世：「隱逸」は隱者のこと。正史における立伝は『宋書』に始まる。「風世」は世俗を教化することを指す。『毛詩』大序に「風之始也。所以風天下而正夫婦也。故用之鄉人焉、用之邦國焉。風、風也、教也。風以動之、教以化之」とあるのを踏まえる。

⑨方技所以備物：本稿では「方技はできごと³に備えるためのもの」と訳したが、後述するように、その意味するところはよく分からない。「方技」は医療や養生に関する技術のこと。『漢書』藝文志によれば、劉向が『別録』を編纂する際に、医療に関する「方技」を侍医である李柱国に校定させ、『別録』の後を継ぐ劉歆『七略』では、分類の一つとして「方技略」が立てられた。『七略』を承ける『漢書』藝文志では、医経（鍼灸）・経方（医薬・房中（房中術）・神僊（神仙）の四種を「方技」としている。ただし、『歴代史纂左編』巻一三二〜一三四にかけて採録する「方技」類には、その下位分類として「天文」「曆法」「雜占」「星命」「易数」「占夢」「相術」「声律」「医」「画」「巧匠」が設けられており、これら「方技」の指す内容は、『漢書』藝文志中のそれよりは、むしろ『三国志』魏書や『唐書』の「方技伝」が採録するものに近い。

「備物」は、『周易』繫辞伝上や『春秋左氏伝』定公四年の伝文に見える言葉で、そこではいずれも具象的・有形的な「物」を備えることを指す。しかしながら、「物」の意味をそのように理解したとき、それが「方技」といかに関連するかは

よく分らない。そこで、王畿の手になる方技類の「凡例」を【参考資料】②として後掲して、参考に供することにした。
い。

⑩至蹟而不可惡也：『周易』繫辭伝上の次の表現を踏まえる。

聖人有以見天下之蹟、而擬諸其形容、象其物宜、是故謂之象。聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮、繫辭焉以斷其吉凶、是故謂之爻。言天下之至蹟而不可惡也、言天下至動而不可亂也（本義・蹟、雜亂也）。

⑪『紀事本末』：『通鑑紀事本末』のこと。南宋の袁樞撰、四十二卷。司馬光の手になる編年体の歴史書『資治通鑑』を、歴史的事象ごとに再編成し、その顛末を記したものの。王畿のいう「監版舊有『紀事本末』」とは、南宋・宝祐五年刻、元・明遞修本を指すと思われる。該書は明初には南京の国子監にあり、そこで補修された上で印行された。

⑫指諸掌：なにかをなすことが、明白かつ容易であることを言う。『論語』八佾篇に「或問禘之說。子曰、『不知也。知其說者之於天下也、其如示諸斯乎』。指其掌」とあり、朱注に、「『指其掌』、弟子記夫子言此而自指其掌、言其明且易也」とある。

⑬書契之不能遷於結繩：『周易』繫辭伝下「上古結繩而治、後世聖人易之以書契、百官以治、萬民以察」。

⑭念菴子：羅洪先（一五〇四～一五六四）のこと。字は達夫、号は念庵、江西省吉水の人。嘉靖八年の進士、官は経筵講官に至る。羅洪先は陽明後学の一人に数えられるが、王守仁在世中に直接会ったことはなく、いわゆる私淑の弟子である。しかし守仁没後に、王門の錢德洪・王畿を証人として弟子の礼をとり、「門人」と称す。その思想内容は、聶豹とともにいわゆる良知歸寂派に数えられ、良知現成派が工夫を軽視する傾向があるのに反対して、「未発」の心体を確立すべきことを説いた。多くの王門人士と交わり、王畿との交友は、洪先の資料では「冬遊記」「夏遊記」「甲寅夏遊記」に、

王畿の資料では「松原晤語」などに伺うことができる。

⑮今督撫梅林公：胡宗憲（一五二二～一五六五）のこと。字は汝貞、績溪（安徽省）の人、号は梅林。嘉靖十七（一五三八）年の進士。山東益都知事、浙江余姚知事、宣大巡按御史を経て、嘉靖三十二年に浙江巡按御史。『明史』巻二〇五に伝がある。なお、胡宗憲と陽明後学との関係については、前稿「重刻陽明先生文録後序訳注」の注⑦を参照。

⑯予與荊川子久處山中：荊川は、嘉靖二十一（一五四二）年三十六歳のときに江蘇省宜興にある陽羨山に隠居した。王畿もまた嘉靖二十四（一五四五）年に官職を辞しているから、「處山中」とは二人の隠居が重なるこの時期のことを指していると思われる。

⑰其筆削去取之故：「筆削」とは、通常は歴史の著作物を指すが、ここでは書くべきことと削るべきことの意味。『史記』孔子世家に「至於爲春秋、筆則筆、削則削、子夏之徒不能贊一辭」とある。

⑱每類詮繫數語、發以見例：『龍谿王先生全集』に収録される本序文は、注の①に記したように、もとは『歷代史纂左編』に「歷代史纂左編凡例并引」として附されたものであり、ここでは序文の後に、王畿の手になる「凡例」が続いている。

⑲王子世新・左子升甫：いずれも唐順之の門人。『歷代史纂左編』巻首には、校訂者として「門生宜興王革／武進左丞校正」と記されている。唐順之の弟子については、唐順之の十四世の子孫である唐鼎元が一九四八年に著した『唐荊川弟子考』を見るべきであるが、訳者は未見。今、該書を参考にしたと思われる張慧瓊『唐順之研究』（鳳凰出版社、二〇一六年）によれば、王革（一五二二～一五九四）、諱は升、字は世新、宜興の人、革は初名である。非常に博学で、とりわけ歴史に詳しくかったという。左丞について詳しいことは分からないが、唐順之の行状を記した洪朝選（一五一六～一五八二）がその行状のなかで、「妹婿上舍左君丞」と書いていることから、唐順之の妹の夫にあたる人物だと思われる。なお、『歷代

史纂左編』に附される胡松の後序によれば、該書の校正にはこの二人のほか、国子監の学生であつた趙国賢という人物が携わつたようである。

⑳入室：学問や技藝などのレベルが高いところまで到達していること。『論語』先進篇に「由也升堂矣、未入于室也」とあるのに基づく。

㉑若夫神明之明：『周易』繫辭伝上「極天下之賾者存乎卦、鼓天下之動者存乎辭、化而裁之存乎變、推而行之存乎通、神明之存乎其人、默而成之、不言而信、存乎德行」を踏まえる。

【参考資料】

①唐順之「左編附序」(『重刊荆川先生文集』卷十)

左編者為治法而纂也。非關於治者、勿録也。關於治者、則妃后・外戚・儲・宗・宦・倖・奸・篡・方鎮・夷狄・草莽之亂、而總之將與相、而總之君、亦云備矣。然周官治典所職曰師曰儒、師・儒何與於治典也。君與相與將行之、師儒講而明之。故云「師道立則善人多、而朝廷正」。言師儒之係乎治者重也。故纂前史儒林・道學諸傳、為諸儒傳。經生・訓詁・文詞・筆筭、儒之別也。故次之諸儒之後。隱士不事王侯而志可則、深處岩壑、而龍光於朝、英主亦往往尊禮。其人以風世、所謂以無用為用也。故纂隱逸傳。至於前史有方技傳、蓋巫史・宗祝、所以左右人君、而星歷・醫藥・百工、皆有國者之不可缺。以漢一時、論之東方之詭諧・滑稽、而要之引君於正。丘子明之卜・毛延壽之畫與巫蠱之禍、則其為奸不可窮詰。其所係殆若此。故纂方技傳。三代而下、儒術與二氏相盛衰、亦世道之變也。馬遷傳老子、范史始紀西域沙門。夫二氏之書、各五千餘卷、其說侈矣、則其人宜不可以無紀也。且以觀儒術之盛衰焉、纂二氏傳而總之為左編附云。

②王畿、方技類「凡例」

荆川子意、若曰『易』不云乎「言天下之至賾而不可惡也」。曾子論道之所貴者三而歸籩豆於有司、以反本也。說者猶以爲析道器而二之。莊生云「道在稊稗、在瓦礫、在尿」。溺其說靡矣。儒者顧有取焉、以爲可以語道器之不二也、語理而盡於六經、語治而盡於六官、蔑以加之矣。然而諸子百家之異說、農圃・工賈・醫卜・堪輿・占氣・星曆・方技之小道、與夫六藝之節脉碎細、皆儒者所宜究其說而折衷之、未可以爲賾而惡之也。善學者由之以蓄德、不善學者因之以溺心、則繁乎所趨而已。史家有諸志、以爲語理而不盡六經、語治而不盡於六官也。故纂方技傳。

(二松学舎大学大学院博士後期課程 山路 裕)